

## 第三者委員会による調査報告書公表のお知らせ

令和6年7月22日  
鹿児島県テニス協会

当協会は、高校不正問題を踏まえ、公正で独立した第三者委員会を昨年11月に設置し、事案の解明及び原因分析を依頼しました。  
その調査報告書について、公表いたします。

この度の問題に関し、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

鹿児島県テニス協会 御中

## 調 査 報 告 書

令和6年6月30日

### 第三者委員会

委員長 弁護士 末 永 正 大



委員 弁護士 林 宏 嗣



委員 税理士 梶 真 二 郎



## 第1章 調査の概要

### 第1 第三者委員会を設置した経緯

鹿児島県テニス協会（以下、「テニス協会」という。）は、令和4年8月ころ、有志による団体である鹿児島県テニス協会をよくする会（以下、「よくする会」という。）の情報提供を受け、元常任理事である〇〇〇〇氏（以下、〇〇〇〇氏）という。）が担当していた高校テニス関係の会計について、不適切な会計処理（以下、「本件不適切会計」という。）及びこれによって生じた大会運営費等の使途不明金の調査を開始した。

その後、テニス協会は、本件不適切会計について内部調査を進め、令和5年8月14日付けで、それまでの調査結果について内部調査報告書を取りまとめ、同年9月10日に開催された同協会の臨時理事会・総会にて報告した。もっとも、複数の出席者から、外部の人間を入れて精査した方が良い旨の意見が出され、同日、外部専門家による第三者委員会の設置及び調査の方針を決定した。

### 第2 第三者委員会の構成

第三者委員会は、テニス協会と利害関係のない以下の外部専門家3名により構成されている。

委員長	末永 正大（弁護士、鹿児島中央法律事務所所属）
委員	林 宏嗣（弁護士、天文館法律事務所所属）
委員	梶 真二郎（税理士、かこい真二郎税理士事務所所属）

### 第3 委任事項と調査目的等

#### 1 委任事項

テニス協会から第三者委員会に委任された事項は、概ね以下のとおりである。

- ① 本件不適切会計の事実関係の調査、鑑定、評価
- ② 本件不適切会計が生じた経緯、背景の調査、分析
- ③ 上記の結果についての報告、提言及び係る書面の作成

なお、第三者委員会は、上記委任事項に係る職務を行うに関し、日本弁護士連合会が作成した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成22年7月15日付、同年12月17日改訂）に準拠し、独立性、中立性を確保した上で、テニス協会の意向や要望に何ら拘束されない業務を行うことをテニス協会に求め、同協会はそのことを表明保証した。

## 2 調査目的及びその範囲と限界

(1) 第三者委員会は、本件不適切会計の経緯や方法等、それによって使途不明となった金員の使途、金額等の実態を調査・解明し、テニス協会に報告することにより、同協会が本件不適切会計の責任や対応方針を判断するための資料を提供することを目的とする。また、調査を通じて、本件不適切会計の背景にあるテニス協会のガバナンス上の問題等を評価し、再発防止のための提言を行うことにより、同協会が適切な体制構築を行うための端緒とするのも目的の範囲とする。

(2) 通常、第三者委員会の運営及び業務遂行については、弁護士等の専門家による委員調査補助者を置くと共に、依頼団体からも専属的事務補助者の提供を受ける。また、調査に必要なかつ十分な時間が確保されるべきものである。

一方で、それらの充足には比例して費用が発生するため、費用上の制約から、自ずと調査範囲や業務範囲にも限界が生じる。

本件調査においては、テニス協会の人的、財政的基盤が極めて脆弱であることに伴い、第三者委員会による調査は、全て委員会の構成委員のみで作業を行うこととし、資料の整理や精査等に業務委託等を用いることもできていない。また、十分な調査期間を確保することもできなかった。

そのため、第三者委員会は、限定された調査方法や資料、供述等から合理的に推認できる範囲で事実認定、分析及び評価等を行わざるを得ず、その点不十分な内容にならざるを得ないことは留意されたい。特に、本件不適切会計に直接関わらない事実関係については、調査資源の限界から深掘りすることなく指摘に留めている場合も多々ある。

- (3) なお、第三者委員会が行う調査は、あくまで関係者の任意の協力に基づいて行われるものであって、第三者委員会は調査権限を有する行政機関や捜査機関の如く、必要な調査資料を強制的に収集する権限を有していない。したがって、係る観点から調査結果が不十分とならざるを得ない側面があること、関係当局が法令上の権限に基づいて調査等を行った場合には、当委員会の認定と異なる事実認定となり得ることも留意されたい。

## 第2章 調査の対象と方法及び基礎資料

### 第1 調査の進め方

第三者委員会は、大要、次項の方法で調査を実施した。また、調査開始以降、概ね月1回の委員会の開催、その他必要な都度のメールによる合議等により調査方針及び調査結果の協議等を行った。

### 第2 本件不適切会計調査の主たる対象

- (1) 第3章第1-1記載のとおり、テニス協会により適切な処理が行われたと判断された鹿児島県スポーツ協会関係、競技力向上対策課関係、鹿児島県高等学校体育連盟関係については、補助金を取り扱う関係行政庁からの指摘が無いこと、第三者委員会の人的、時間的制約及び効率的な調査目的の達成の観点から、独自の事実認定及び評価の対象外とした。
- (2) テニス協会の事業である高校3大会（サマージュニア、会長杯、樋口杯）のうち、「報償費及び旅費」（以下、単に「報償費」という。）の支出に係る部分以外は、裏付け資料により適正が確保されていることをテニス協会から確認し、また、よくする会からも会計不正の指摘がないため（但し、樋口杯のプログラム広告料の点を除く。）、本件調査においては、高校3大会の報償費について精査することとする。また、後記のとおり、本件不適切会計と同様の行為が、従前から行われてきた可能性が疑われるが、遑って精査するだけのリソースが十分でないため、この点は指摘に留める。
- (3) なお、よくする会は、第三者委員会に対し、テニス協会事務局長の不正、よくする会代表の除名問題などについても調査を求めるが、それらは本件不適切会計に直接関係するものではなく、（特に除名問題は）当事者間で解決すべき事柄でもあるため本件調査の対象外とする（本調査報告書内で言及することがあっても、あくまで本件不適切会計調査に関連する範囲に留める。）。



### 第3章 不適切会計に係る認定事実と評価

#### 第1 不適切会計に係る前提事実

##### 1 本件不適切会計発覚の経緯と経過

(1) 令和4年5月、テニス協会総会開催前に現よくする会代表(当時はテニス協会副理事長)から、常任委員会にて本件不適切会計に対する問題提起がなされた。その後、同年8月ころ、テニス協会とよくする会とで本件不適切会計に関して何度かやり取りがなされたが、大きな進展は無かった。

なお、問題提起に至った経緯については各関係者によって、主張又は認識がそれぞれ異なるが、係る経緯の確定は困難である上、本調査報告に不可欠の事情ではないため、この点の事実認定は行わない。

(2) 令和4年10月18日、テニス協会は、本件不適切会計の当事者である高校会計担当の●●●氏のヒアリングを実施し、同年11月30日、よくする会に回答を行った。よくする会は、テニス協会の対応が十分でないとして、更なる調査を求めたが、テニス協会は本格的な調査を行うことはなかった。

(3) テニス協会とよくする会の関係は当初から良いものでなかったが、令和4年5月29日によくする会代表がテニス協会副理事長を解任されたこと、更に令和5年3月1日付でテニス協会を除名されたこともあり、現在に至るまで対立関係にある。

なお、解任及び除名の理由について、テニス協会は、よくする会代表が各種外部機関に対してテニス協会の社会的信用を毀損する行為を行ったことによるとするのに対し、よくする会は、本件不適切会計を内部告発した報復であると主張している。

(4) その後、テニス協会において、本件不適切会計に関して大きな動きは無かったが、令和5年7月、本件不適切会計の件がマスコミで報じられたことを契機として内部調査が進められた。テニス協会の調査内容は、●●●氏に対



する再度のヒアリング及び[ ]氏が関与した会計資料の精査であった。

- (5) テニス協会は、上記調査に基づき、令和5年8月14日付けで調査報告書をまとめた。

それによると、鹿児島県スポーツ協会関係、競技力向上対策課関係、鹿児島県高等学校体育連盟関係については適切に処理がなされており、これらについては補助金に係る関係行政庁からの指摘等も無いため不正はないと判断された。一方、高校3大会については、支出項目のうち報償費等に不正な処理があり、平成26年～令和4年にかけて442万1000円が不正に処理され、内250万1614円は使途が明らかであるが、それ以外の191万9386円は使途不明であると認定された。

## 2 高校3大会及び報償費等の会計処理状況

- (1) 高校3大会については、高体連テニス専門部（以下、「高体連」という。）の専門委員長が会計担当を兼務していた（但し、専門委員長とは別途に会計担当者を設けていた場合もあったようである。）。高体連専門委員長兼テニス協会会計担当（以下、単に「専門委員長」という。）に[ ]氏が就任した後、3大会の収支については、専門委員長である同人が保管する「鹿児島県高等学校体育連盟テニス競技専門部」名の[ ]銀行の普通預金通帳にて管理されており、参加費収入（3大会合計200～300万円程度）は同口座に振り込まれ、支出も同口座から行われていた。

なお、同口座から引き出された現金についても専門委員長である[ ]氏が管理していたと考えられるが、現金出納帳のような書類は存在しない。

- (2) [ ]氏が管理する同口座には、大会に参加する各高等学校やテニス協会からの入金があり、各高等学校やテニス協会にもその存在を認識されていた。同口座に入金された3大会費用は、テニス協会が管理すべきものであるが、3大会の収支につきテニス協会が直接管理・関与することはなく、全ての収支を[ ]氏が処理した上で、収支報告をテニス協会に行っていた。

テニス協会は、**〇〇**氏からの報告と挙証書類に齟齬が無いか確認をとっていたものの、報告自体について具体的に精査することはなく、報告内容をそのままテニス協会の3大会項目の会計として処理していた。また、実際に参加していた役員が誰であるか、何名いたか等について、テニス協会として別途確認することも無かった。

- (3) 報償費とは、大会運営に協力した役員・補助員に対する日当及び旅費を指すが、そもそも報償費に関する規定自体がテニス協会に存在しない。これらの支払いは、時期は不明であるものの、相当以前から慣例上行われていたものである。

なお、テニス協会が発出した平成30年5月15日付の「さらなる会計の適正・執行のお願い」と題する書面によれば、「役員」について「1日2000円、半日1000円、弁当代600円」の報償費基準が、慣例上は設けられていたと認められる。一方で、「補助員」に対する報償費については慣例上も認められていた形跡はない。

- (4) 報償費については、会計担当者である専門委員長が、現に大会に参加した役員・補助員をカウントし、各人（各高校）の報償費を積算した上で、受取者から受領印を得て支払いが行われたものと報告されていた。なお上記のとおり、補助員に対する報償費の支払いは慣例上も認められていなかったが、少なくともテニス協会に資料が残っていた平成24年度の報告においても計上されていることが認められた。係る支払い報告についてテニス協会は特に問題視していなかった。

## 第2 3大会報償費等の不適切会計に係る認定事実

### 1 **〇〇**氏による3大会報償費等の処理状況（**〇〇**氏の説明）

- (1) **〇〇**氏は、平成26年に専門委員長に就任し、同時に3大会を含む高校関係の会計事務を行うようになった。**〇〇**氏によれば、前任者から多数の

印鑑（報償費支払対象者の苗字が刻まれたもの）を引き継いだ。預金通帳や現金の引継ぎは無かったとのことであり、**〇〇**氏自身にて新規で管理用の通帳を作成した。また、印鑑は必要に応じて適宜買い足しを行っていた。

(2) **〇〇**氏は、3大会報償費について、以下のような処理を行っていた。

ア 役員報償費については、実際に大会に参加した役員につき報償費基準に基づいて積算し、各人から自筆のサインを取得した上で、管理口座（そこから引き出した現金含む）から支払いを行っていた（平成30年～令和4年分の写しが現存している。）。もっとも、テニス協会に報告する段階において、参加役員数を水増し、実際に支払った金額よりも多く報償費を支払ったこととして差額を管理口座にプールしていた。その際、**〇〇**氏が管理する印鑑を用いて、別途受領に係る書面を作成して辻褃を合わせている。

イ 補助員報償費については、そもそも支払い自体行われたことが無く、支払ったとされる補助者報酬費は、全て管理口座にプールしていた。また、テニス協会に対する報告の際は、**〇〇**氏が管理する印鑑を用いて別途受領に係る書面を作成して辻褃を合わせていた。

(3) **〇〇**氏によると、上記報償費の水増し或いは架空支出による金員のプールは初代の頃から代々の専門委員長により行われてきたとのことであり、また、ある程度以上の役職者には周知の事実とのことであった。

このようなプールが行われた理由として、高校強化（コーチ招聘の際の手土産や接待費、備品の購入等）及び専門委員長の職務に（行事参加に係る交通費や宿泊費等）に関して相当な費用が掛かり、委員長が自腹を切らざるを得ないが多かったため、少しでも負担を減らすために始まったようであった。

プール金からの支出は全て独自の判断により行っていたが、上記に充てたものであり私的に用いたことはないという認識とのことである。但し、本来、宿泊費が出ない距離であるにもかかわらず、準備の負担を理由に、3大会の

準備会議出席の際などの自身の宿泊費（テニス協会に対して、当初、会議室使用料と説明）をプール金から支出するなども行っている。

なお、領収書等は、一時的に保管していたこともあるが、表向きには存在しない金員であることから定期的に廃棄していた。そのため、現在提出できる領収書等は一切存在しない。

- (4) 氏によると、他県では高体連とテニス協会高等部は同一組織であることも多く、両者は密接に関連するものであるため、高体連関係の強化や専門委員長の職務のためにテニス協会のプール金を支出することについて、流用しているという意識は無かった。氏の認識では、どこから支出すべきかわからない備品購入等の費用も多かったことから、そのような費用もプール金から出していたとのことである。
- (5) 高体連の九州大会及び樋口杯のプログラムに関し、広告料を受領していた。九州大会の広告費については、別の九州大会専用口座（信用金庫のもの）に入金され、九州テニス協会に報告がなされていた。
- 他方、樋口杯の広告料については、鹿児島株式会社から5万円が上述の銀行の口座に入金されていたが、会計報告はせず、プール金としていた。
- (6) 令和5年度、後任の委員長に通帳を引き継いだ。その時点で通帳の残高は殆どなかった。氏の話では、プール金だけでは全く足りず、相当な金額を自己負担した。

## 2 元専門委員長による説明

### (1) 高体連通帳について

- A：高体連通帳はあった気がするが、3大会の参加費が支払われた記憶はない。参加費は現金書留か当日現金集金であったように思う。
- B：高体連の九州大会専用口座を作った記憶はあるが、3大会用の通帳の記憶はなく、参加費が通帳に振り込まれた記憶もない。

C：通帳を前任者から引き継いだ記憶はない。高体連のものかテニス協会のものか記憶はないが、通帳自体はあった気がする。

(2) 印鑑について

A：多数の印鑑を引き継いだこともみずから購入したこともない。

B：印鑑はあったと思う（但し、引き継いだかどうかの記憶はない）。報償費受領の際、印鑑を持参してこない人もいたのでその場合に使用していた。

C：印鑑を引き継いだ覚えはないが、前任者の時に見たような気がする。

(3) 報償費の架空計上について

A：報償費は実際に参加した人にのみ払っており、架空計上は無い。

B：教員から信用されなくなるので行っていないと思う。

C：ないと思う。但し、以前から、九州大会のために、プログラム作成の際、保護者に██████████でプログラムを売却し、その売上を収入計上せずにプールしていたことはあると思う。

(4) 報償費の受領印の偽装について

A：行ってない。

B：覚えてない。

C：行ってない。

(5) 補助員報償費について

A：補助員報償費を支給したことも、支給したことにしてプール金を作ったこともない。

B：九州大会前に補助員報償費の支払いを行った形でプール金を作ったことがあるかもしれない。その代わりとして、学校にはボールを渡していた。補助員報償費については考案した可能性がある。

C：補助員報償費を支給したことも、支給したことにしてプール金を作ったこともない。

(6) プール金を作る理由について

A：分からない。そのような必要は特になかった認識である。

B：九州大会にかなりのお金が掛かる認識。そのためにプール金を作った気がする。

C：九州大会のため。但し、九州大会が近くなかったため、そこまで熱心にした記憶もない。

(7) プール金の使途について

A：プール金自体存在しない。

B：九州大会の運営に使用した。私的費消は無い。

C：特に使用せず、後任に引き継いだ記憶である。

(8) 専門委員長職について

A：特にお金が掛かるという認識はない。実際に、身銭を切って何かを支払ったという記憶もない。

B：(プロを招待した際の) 接待やお土産代、挨拶など身銭を切らなければならぬケースが非常に多かった認識。自分以外の専門委員長経験者も同じようなことを言っていた。

C：飲み会も多く、備品の購入なども身銭を切ることが多々あった。専門委員長などやるものではないと思った。

(9) 引継について

A：通帳は引き継いだと思うが、印鑑や架空計上のスキームなどを引き継ぐことはなかった(そもそもそのようなものは存在しない)。

B：覚えていないが、特に何かを引き継いだ記憶はない。後任者から費用が足りないことについて何か聞かれば答えていたと思う。

C：記憶にない。

3 ( )氏管理高体連通帳( )銀行)の入出履歴について

- (1) 平成26年4月22日、( )銀行に普通預金口座を新規開設。口座名義は、「鹿児島県高等学校体育連盟テニス競技専門部」であった。

- (2) 通帳履歴及び履歴に対する〇〇〇〇氏の説明書によると、高体連の運営に関する入出金と3大会に関する入出金が混在している。また、〇〇〇〇氏が勤務する〇〇〇〇高校テニス部に関する入出金も認められる。それらの厳密な峻別は通帳履歴からは困難である。
- (3) 3大会に係る支出は、当初、参加費収入が同口座に参加者から直接振込入金されている形跡がなく、令和元年ころから参加料が直接振込入金されるようになっている。一方、運営に係る費用は、口座開設当初から同口座から支出されている。
- (4) 平成29年6月頃には、企業等からの振込が計15万円程度あり、これらについて「広告料」という〇〇〇〇氏の説明書きがされている。同時期の他の説明書きから推察すると、この時期は九州大会の時期であると思われる、仮にそうであるとすれば「九州大会の広告料は全て〇〇〇〇信用金庫に振り込まれた」との〇〇〇〇氏のヒアリング時の説明とは不整合となるが、真偽は定かでない。
- (5) 樋口杯に係る鹿児島〇〇〇〇株式会社の広告費と思われる5万円の入金平成28年11月4日、平成30年10月31日、平成31年4月26日、令和2年9月15日、令和4年9月30日に認められる。
- なお、平成27年及び平成29年度は「おまとめ記帳」期間があり、同年度にも入金があった可能性がある。また、令和3年度は11月10日付けで同社から10万円の入金があり、〇〇〇〇氏説明によると九州大会の協賛金とのことであるが、うち5万円は樋口杯の広告費の可能性もある。
- (6) 〇〇〇〇氏の説明書きによると私費の入金とされるもの、〇〇〇〇氏の家族と思われる人物からの数万円の入金及びそれに対する返金も複数認められる。また、〇〇〇〇氏自身による数十万円程度の入金も認められる。
- (7) 高体連、3大会いずれかの運営費と思われる支出について、端数の無い支出が多く、それを清算した形跡も認められない。したがって、支出の多くは

実費の支出ではないと認められる。

(8) 氏が、不適切会計の際に支出したとテニス協会に説明した使途金に直接的に対応する支出は殆ど見当たらないが、氏説明の備品購入に充てたと思われる支出はいくつか認められた。

(9) 氏から、後任に通帳が引き継がれたと思われる令和4年度末の残高は であった。

#### 4 補助員報償費に係る高校担当者の回答

回答のあったD、E、Fによれば、いずれも補助員報償費の支払いを受けたことはないとのことであった。

#### 5 よくする会の指摘及び説明

- (1) テニス協会の決算の際、氏による会計報告に不審な点が認められた。大会最終日の時点では勝ち残っていなかったはずの進学校の先生がいたことになっていたり、明らかに参加していないであろうと思われる役員（当該役員の高校の参加生徒が無い役員）の報償費まで支払われたりしていた。実際に、当日参加していないと述べる役員がいる。
- (2) 上記に関し、印鑑の無断使用により偽装工作をしていると考えられる。実際に、書類上は参加したこととなっているが参加していない役員から、報償費を受領しておらず、受領印も押していないとの確認もとれている。
- (3) 補助員への報償費が支払われていると聞いたことが無い。本来、補助員や高校が受け取るべき金員を着服している可能性がある。
- (4) 樋口杯に関して、鹿児島株式会社から5万円の広告料を受け取っているはずだが、テニス協会に未報告・未入金である。
- (5) 3大会における「会議室」の使用料とされるものは、「宿泊費」の可能性が有る。
- (6) 上記指摘をテニス協会に行ったが、真摯に調査を行わず、逆に、不正を告発したよくする会代表を協会から除名した。



## 6 上記に基づく認定事実

上記事実関係を前提に以下の事実が認定し得る（なお、          氏及び高体連元テニス専門委員長らの供述は、「当事者」によるものであるから、当然に信用することはできない。そのため、やや曖昧な認定となる部分があることは留意されたい。）。

(1) 専門委員長は、高体連に関する会計及びテニス協会高等部の3大会会計を基本的に担ってきた。専門委員長は、県高校テニスの強化や専門委員長の職務において、交通費や交際費等様々な支出が必要であったが、それらの費用は必ずしも高体連やテニス協会から支弁される金員で賄うことができず、事実上、専門委員長が手出ししなければならないものも多かった。また、その金額も（具体的に明らかでないが）小さいものではなかった。

特に、高体連九州大会運営には費用を要するため、いつしか、専門委員長によって、補助員報償費を架空計上したり、プログラムを保護者に販売したりするなどして、正規の支出では賄えない費用を賄うためのプール金を作成する行為が行われるようになった。

平成26年度に専門委員長になった          氏は、上記に加え、役員に対する報償費の架空計上及び鹿児島          株式会社からの樋口杯プログラム広告費5万円もプール金とするようになった。（なお、これら追加のプール金作成について従前の専門委員長は否定するが、その真偽は明らかでないため、                    氏が新たに考案し開始したものかどうかは定かでない。）

(2)           氏は、前記第2-1-(2)の方法により、報償費の架空計上及び虚偽の報告をテニス協会に行った。一方、テニス協会は、提出された報告書及びその挙証書類のチェックは行っていたが、報告の真実性を疑うことはなく、テニス協会による会場での役員参加者の確認等を含め、それ以上の精査は行ってこなかった。特に、補助員報償費は、テニス協会において慣例上も認められていなかったにもかかわらず、補助員報償費の支払い報告を漫然と受け入れていた。

なお、テニス協会は、よくする会による複数の指摘があった以降も、本件不正会計について厳正に調査することは無かった。

- (3) テニス協会高等部には、従前から複数の印鑑が共有されていた可能性が高く、印鑑の用途は、受領印を持参していなかった参加者の報償費受領等のために用いられていたようである。もっとも、少なくとも●●●●氏の本件不適切会計においては、それらの印鑑が報償費架空計上のためにも用いられていた。
- (4) ●●●●氏は、高体連専門委員長就任後、●●●●銀行口座を作成し、高体連関係の会計を管理していたが、同時に、同口座からテニス協会3大会関係の支出も行い（なお、●●●●高校関連の支出も認められるが、これが高体連に関連するものか、高校独自の関係かは明確でない。）、両者の収支は完全に混在していた。
- (5) ●●●●氏は、高体連関係の強化や委員長の職務に係る費用を上記管理口座の預金から支出していたが、振込による明確なものを除いて、口座からの出金はアバウトなものであり、出金後の手元資金から各種支払いに充てていたものと推認される。

また、●●●●氏は、専門委員長の職務に際し、独自の判断で交通費や宿泊費を支出しており、強化の際の接待や備品購入なども行っていたが、これは高体連やテニス協会で公式に認められたものではなかった。そのため、これらは管理口座に入金される正規の収入によって賄うことの許されないものであるが、●●●●氏もそのことを認識した上で行われている（それ故、プール金が作られ、用いられたとも言える。）。

なお、これら以外に、●●●●氏による純粋な私的利用目的での支出は確認できていないが、そもそも口座からの出金がアバウトなものであるため、私的利用が無かったとも判断できない。また、テニス協会に対する●●●●氏の使途説明によっても不明な金員があることから、これらについては私的利用目的であった可能性も否定できない。

- (6) 上記各種支出は、管理口座に入る正規の収入だけでは捻出できず、不適切会

計によりプールされた金員がそれに充てられた。また、プール金だけでは足りなかったことから、**〇〇**氏家族からの借入で費用に充てることもあった。

なお、**〇〇**氏自身による**〇〇**の口座入金があるが、これが純粋な私費であるか、**〇〇**氏が現金で保管していたプール金であるかは判別できない（但し、後記のとおり、本件不適切会計によりプールされた金員は**〇〇**であることからすると、純粋な私費によるとは俄かに考えられない。）。

- (7) 高体連とテニス協会高等部との線引きが曖昧であることもあり、高体連及びその専門委員長としての職務に関する費用の不足分を3大会のプール金で賄う又は補填するという図式であった。もっとも、テニス協会の費用を以て、高体連関係の支出を補填すべき根拠は認められない。

## 第2 本件不適切会計の金額等

### 1 報償費の支出について

前掲テニス協会の調査報告書によると、**〇〇**氏が関与した平成26年度～令和4年度高校3大会の報償費等の報告（※第三者委員会でも確認済み）は以下のとおりである。

#### (1) 報告された報償費支出

- ・平成26年度 **〇〇**
- ・平成27年度 **〇〇**
- ・平成28年度 **〇〇**
- ・平成29年度 **〇〇**
- ・平成30年度 **〇〇**
- ・令和元年度：**〇〇**
- ・令和2年度：**〇〇**
- ・令和3年度：**〇〇**
- ・令和4年度：**〇〇**

・合計：604万1860円

(2) 実際に支払われた報償費支出（実支出）

・平成26年度：[REDACTED]

・平成27年度：[REDACTED]

・平成28年度：[REDACTED]

・平成29年度：[REDACTED]

・平成30年度：[REDACTED]

・令和元年度：[REDACTED]

・令和2年度：[REDACTED]

・令和3年度：[REDACTED]

・令和4年度：[REDACTED]

・合計：105万2860円+ $\alpha$ （平成26～29年度分）

※平成30年度からは、実際に支払われた報償費の受領表が残存していたが、平成26～29年度は受領表が残存していなかったため、不明である。

※令和4年度は本件不適切会計が明らかになっていたため、報告支出と実際の支出に齟齬は無い。令和3年度は令和2年度以前に比して齟齬が著しく小さいが、その理由は不明である（[REDACTED]氏に対して、何らかの指摘があった可能性もあるが不明。）。

(3) テニス協会による実支出額の補正及び認定額

テニス協会の調査報告において、不明である平成26～29年度の実支出額は、最低限支出したと思われる推測により以下のとおり補正された。

・平成26年度 [REDACTED]

・平成27年度 [REDACTED]

・平成28年度 [REDACTED]

・平成29年度 [REDACTED]

・合計（～令和4年度）：162万0860円

同補正は、平成30年度以降の実支出額の実績平均値 [REDACTED] と比較すると若干過小であるが、何らかの是正が伺われる令和3年度、既に是正された令和4年度を除く、平成30年度～令和2年度までの実支出平均値 [REDACTED] と比較すると大きな差はなく、また、実支出の最小である平成30年度の [REDACTED] よりも大きい数値であるため、一定の合理性があるものと認められる。

したがって、第三者委員会としても、テニス協会の認定実支出額を是認する。

(4) 不正に支出された報償費

以上から、本件不適切会計によって、 [REDACTED] 氏により不正にプールされた報償費は、テニス協会認定どおり、604万1860円－162万0860円＝442万1000円であると認められる。

2 プール金の使途について

(1) テニス協会報告書によると、本件不適切会計によりプールされた金員の使途は、 [REDACTED] 氏の説明に基づき以下の範囲で明らかになっている（但し、裏付け資料は存在しない。）。

ア 高校3大会関係 [REDACTED]

イ 県テニス協会関係 [REDACTED]

ウ 県スポーツ協会関連 [REDACTED]

エ 高体連関連 [REDACTED]

オ テニス備品関連 [REDACTED]

カ その他 [REDACTED]

キ 合計：250万1614円

(2) 上記(1)のうち、テニス協会に費用として認め得る（仮に費用申請があった場合、認める可能性がある）ものを評価して貰い、併せて、第三者委員会にてそれを更に精査した。その結果は以下のとおりである。

ア 高校3大会関係 [REDACTED]

※テニス協会認定額は[REDACTED]であったが、既に報償費の報告にて計上済みの支出が多数含まれていたため、第三者委員会にてそれらを控除した金額

イ 県テニス協会関係 [REDACTED]

※個人負担相当と判断されるもの以外を認定。

ウ 県スポーツ協会関連 [REDACTED]

※個人負担相当と判断されるもの以外を認定

エ 高体連関連：[REDACTED]

※別組織の支出であり全て否認

オ テニス備品関連 [REDACTED]

※別組織である高体連イベント関係を否認。それ以外は、テニス協会の備品として扱うことを前提に認定。

カ その他 [REDACTED]

※テニス協会承認の業務で無いもの及び個人負担が相当であるもの以外を認定

キ 合計：120万1274円

(3) 以上のことから、報償費に係るプール金の使途は以下のとおり大別される。

① 使途が一応明らかになっており、かつ、テニス協会に関するものとして認められるもの：120万1274円

② 使途は一応明らかであるが、テニス協会に関するものとして認められないもの：130万0340円

③ 使途が一切明らかでないもの：191万9386円

### 3 樋口杯広告費について

鹿児島[REDACTED]株式会社から支払われていた樋口杯の広告料5万円については、報償費とは別途プール金に充てられていたため、これらも同様に扱われるべきものと認められる。

通帳上厳密に明らかでないが、平成26年度以降、毎年5万円が支払われ、かつ、何らの収入計上もされていないとすれば、平成26年度～令和4年度の9年間で、5万円×9年間＝45万円となる。

#### 4 小括

(推定を含むものの) 本件不適切会計及び樋口杯広告費により、442万1000円+45万円＝487万1000円が不正にプールされた金員となる。

その内、テニス協会が承認し、第三者委員会が精査した120万1274円を除いても、366万9726円が許容されない支出、または不明な支出となる。

※但し、          氏から後任に引き継がれた可能性のある幾ばくかの金額は考慮していない。

### 第3 本件不適切会計に係る評価等

#### 1 不適切会計の責任原因について

##### (1)           氏個人について

本件不適切会計を実際に行い、多額のプール金を作成し、不明、不適切又は手続きを経ない支出を行った          氏の責任は明白であるとともに重大である。

この点、          氏によると、プール金は、テニス協会や高体連に関する費用の支出に充てられたものであり、私的な目的には一切用いていないとのことであるが、それを明らかにできる裏付けは一切ない。むしろ、高体連とテニス協会の会計を混在させてしまい、支出を全く整理・峻別できなくさせてしまっていること、預金の引出しもかなりアバウトになされていること、それらを証する領収書等を自ら廃棄していること、          氏の説明によっても全く明らかにならない使途不明金が多額に上ること等からすると、          氏の言い分を鵜呑みにすることはできない。また、強化のための接待費や会議

の際の宿泊費など、公的には支出できないと●●●氏自身認識しているもの  
に関しても、専門委員長の職務に関連するものとするなど、使途に対する●●●  
●●●氏の評価自体やや恣意的なものと言うべきである。

加えて、●●●氏は、本件不適切会計が発覚しないように、管理する印鑑  
を用いて隠ぺい行為を行っており、その態様も悪質であると言わざるを得な  
い。

確かに、専門委員長の業務はかなり負担の重いものであり、専門委員長が  
自己負担を余儀なくされることが多く、その金額も決して小さいものではな  
かったことは他の専門委員長経験者の話からも伺われる。しかしながら、だ  
からといって不正にプール金を作成し、そこから支出して良いわけでは勿論  
なく、本来、専門委員長として、高体連やテニス協会に対して実情を訴え、  
適切な費用の支払いを求めるべきであるところ、●●●氏はそれを試みるこ  
となく、漫然と、過去の専門委員長の慣習を参考に、プール金によって解決  
しようとした。

以上のことから、後に述べる、従前の専門委員長の行為や慣習、テニス協  
会の組織としての問題を考慮してもなお、本件不適切会計の第一義的責任は  
●●●氏にあると言うべきである。

## (2) 従前の専門委員長について

従前の専門委員長が、役員報償費まで架空計上する本件不適切会計と同様  
の不正な処理を行ったかどうかは明らかではない。もっとも、いつ頃からか  
明らかでないものの、従前から、プログラム販売や補助員報償費によってプ  
ール金を作成する行為自体は行われてきたものと認められ、特に、補助員報  
償費の架空計上は、本件不適切会計と本質的に何も異ならない。

言うなれば、●●●氏による本件不適切会計は、従前から行われてきた(少  
なくとも)高体連の九州大会運営の補填に充てられるプール金作成の延長線  
上のものである。それ故、形や金額は同じではないかもしれないが、これら



のスキームが専門委員長で事実上受け継がれてきたこと自体、本件不適切会計の土台を形成したと言うべきである。

したがって、このようなプール金作出スキームが生じた以降の専門委員長には、一定の責任があると言うべきである（なお、本件不適切会計に関する返還又は賠償義務等の法的責任の趣旨ではない）。

### (3) テニス協会について

ア 高校3大会の最終的な会計責任は、大会を主催するテニス協会が負うべきものである。それにもかかわらず、長年にわたって、3大会の収支全般を会計担当者である専門委員長に丸投げする形で、主体的な管理を怠ってきたテニス協会の責任は大きいと言わざるを得ない。

3大会の参加料収入は、例年200～300万円もの金額に及ぶにもかかわらず、テニス協会は、参加料を自ら直接管理する口座に入金させることも無ければ、専門委員長に対し、専門委員長が管理する通帳の提示を求めるなどして実際の入金を確認することも無かった。このことは大きな問題である。仮に、専門委員長の管理通帳を確認していれば、高体連関係の収支と混在していることや杜撰な支出管理が行われていることは一目瞭然であったと思われ、早期に本件不適切会計を発見できたであろうし、或いは、そもそも、本件不適切会計自体行われなかった可能性もある。樋口杯の広告費がテニス協会を通さずに専門委員長の管理口座に入ることも無かったであろう。

また、報償費の支払いについて、役員参加者の確認を専門委員長独りに委ねることなく、協会による二重チェックがなされていれば、架空計上の事実を把握することも容易であったと思われる。そもそも、補助員報償費については、慣例上もテニス協会が認めている費用で無かったにもかかわらず、そのような会計報告が上がってきても何ら問題視せず、そのままテニス協会会計として認めたことは理解し難い。テニス協会は、専門委員長

の会計報告を追認するのみであり、3大会の会計責任を放棄していたに等しい。

このように、テニス協会の、高校3大会主催者及び会計責任者としての当事者意識及び責任感の欠如は極めて問題であり、その責任は重大である。

イ テニス協会には、会則があるものの、それ以外に、報償費や各種支出に係る規定等は全く存在していない。報償費の支払いも、慣例に基づくものであるが、このような費用支出に係る規定の整備が一切なされていないことも問題である。

テニス協会は権利能力なき社団としての団体と思われるが、そうだとすれば、同協会の資産は構成員たる会員の総有に属するものであり、一部の運営者や会員によって恣意的に資産たる金員の支出があつて良いものではない。通常、そのような事態が生じないよう、支出については一定のルールが設けられ、それを会則や規定として定めた上で運用される。このような仕組みがしっかりと構築され、会計担当者等に周知されていれば、専門委員長の判断で補助員報償費なる架空の費用が計上されることもなかったであろうし、そのような費用が計上された時点でテニス協会は問題意識を持つことができたであろう。

本件不適切会計が起きた要因として、このようなテニス協会の組織体制の不備もあると言うべきである。

ウ テニス協会の本件不適切会計に対して向きあう姿勢も問題であつたと言ふべきである。令和4年5月にはよくする会の現代表者からテニス協会に対して、本件不適切会計に係る問題提起がなされたが、これを受けてもテニス協会は、          氏からヒアリングをする程度に留め、令和5年7月にマスコミによって公になるまで、本格的調査を行おうとしなかった。その後、テニス協会による調査が行われたが、それによつても本件不適切会計の不正額を明らかにするに留まり、問題点の抽出や原因背景の分析、抜本

的な改善を行う姿勢は見られなかったと解される。

第三者委員会による調査は必要十分なレベル・深度にあるとは言えないが、そこで明らかになった程度の事実を前提としても、よくする会が指摘或いは問題視した事項は概ね事実在即しており（但し、事実に対するよくする会の評価が相当という趣旨ではない。）、テニス協会が、よくする会の問題提起を受けて真摯に調査・対応を行っていたら、本件不適切会計の問題は、より早期に、かつ、より適切な対応をとることができ、また、組織の改善も図れたものと思われる。

なお、よくする会代表者の除名問題について、具体的な調査対象外とすることは既に述べたとおりであり、第三者委員会にて評価・判断を行うことはない。もっとも、事案の経過から、本件不適切会計の問題提起が一因、或いは遠因となっている可能性は推測されるところであり、仮に、本件不適切会計の問題提起を行ったこと自体を理由に、或いは主因として除名がなされたのだとすれば、それは不適切なものとなり得ることを付言する。

エ 以上のとおり、テニス協会については、旧態依然とした組織運営がなされており、ガバナンスやコンプライアンスの意識が欠けていると評価せざるを得ない。本件不適切会計は、このようなテニス協会の体質が故に生じたといっても過言ではなく、その責任は決して小さいものではない。

## 2 本件不適切会計の処理に関して

第三者委員会は、本件不適切会計に係る事実を調査し、その背景や原因について分析・評価するものであり、その結果として本件の責任の所在についても言及した。本件調査報告を前提に、テニス協会において、関係者（          氏、従前の専門委員長、執行部等）の責任負担や処分、賠償又は返金を求める場合の対象者・具体的金額・その割合等を検討し、また、本調査報告を判断の一助とすることは十分あり得ると考えている。

もっとも、本件不適切会計の最終的な処理方針の決定は、テニス協会の責任

と判断においてなされるべきものであり、第三者委員会が具体的に判断ないし指示するものではないことを念のため述べておく。

## 第4章 再発防止に係る提言

### 第1 ガバナンス体制の構築

#### 1 高校3大会の会計管理の改善

既に述べたとおり、高校3大会はテニス協会の主宰する大会であり、その会計責任もテニス協会が負っている。それにもかかわらず、テニス協会は、これまで会計を担当していた専門委員長にその全てを委ね、直接的、主体的に会計管理を行ってこなかった。この点は早急に改善を図るべきである。

具体的には、①テニス協会が、直接参加費の徴収や費用の支出を行うこと②管理口座をテニス協会が直接管理すること、③報告の際に原資料の提出を求めること、④参加者確認の二重チェックを行ったり、確認者と支払担当者を分けたりすること、⑤高体連とテニス協会の会計の峻別を行うこと、⑥担当者を定期的に交代すること、⑦現金管理を徹底すること（現金出納帳を作成し、実査による手許現金との残高照合を定期的に行う）等が考えられる。

3大会の会計管理を抜本的に改善することで、本件のような不適切会計を未然に防止し、また、万一同様の事態が発生したときも、早期に発見及び全容の解明が可能になると考えられる。

#### 2 各種規定の整備

テニス協会には、各種費用支出に関する規定が全くなく、3大会における役員報償費等の支出も慣例に基づき行われてきた。このように曖昧かつ不明確な根拠により支出がなされることは望ましくない。補助員報償費については、慣例上も認められていなかったにもかかわらず、専門委員長独自の判断に係る費用項目が新たに創出され（しかも、実際には架空の費用であり支払いもなされていない）、テニス協会もそれを事実上黙認するに至ったのは、不明確な根拠による支出運用がなされてきた結果でもある。

また、テニス協会が費用として支出可能なものを客観的に明示することによ

り、その時々々の執行部や担当者の独断や恣意による支出を防止することも可能である。

したがって、報償費に係る規定は勿論、その他の費用支出に関する規定、その申請手続き規定等を整備すべきである。

### 3 相当な費用負担の検討

●氏や従前の専門委員長によると、高体連の専門委員長は非常に負担が重く、職務上、多くの支出があるようであり、それが、本件不適切会計やそれ以前からのプール金作出に繋がってきたことは否めない。勿論、●氏の主張する費用の全てが、本来的にテニス協会ないし高体連が負担すべきものとは直ちに言えないとも思われるが、一定程度必要経費として認め、或いは、職分に応じた手当の支給等を検討することも有用と思われる。

少なくとも、役職者にどのような負担や費用が発生するかを把握し、テニス協会として負担すべきものがあるか、担当者に過大な負担を負わせていないか等精査するべきであろう。結果として、特段の金銭的措置を講じる結論とならなかったとしても、役職者との認識共有や納得感を得られることには繋がるであろう。

なお、テニス協会と高体連は別組織ではあるが、完全に峻別できない費用が生じることや、役職を兼務することもあり得ると思われるため、団体同士の擦り合わせも行われることが望ましい。

## 第2 問題発生時の対応の改善

本件不適切会計発覚後のテニス協会の対応は、積極性、妥当性を欠くものであったと評価せざるを得ないことは既に述べたとおりである。

このようなことが起きた背景として、一般論としては、内向き・閉鎖的な組織体制、事なかれ主義、役員間の風通しが悪く、積極的な意見を述べられないこと等が考えられるところである。

これらを改善するために（財政的な制約等もあるとは思われるが）、ある程度独立した相談窓口や内部調査機関の設置、日頃からの外部専門家との連携なども検討すべきである。

## 第5章 結語

本件不適切会計問題は、ただでさえ脆弱なテニス協会の財政に対して、大きな損害を与えると共に、テニス協会の社会的信用、会員からの信頼を著しく棄損するものであったと言い得る。

このような問題が生じたこと自体、テニス協会の構造的な問題を浮き彫りにするものであったが、更に、問題を自律的に解決することができず、徒に長期化させてしまったことにより、テニス協会に対する疑念を深めることに繋がったと言われても仕方がないと思われる。

限られた時間や予算、労力の中で、必ずしも十分な調査報告が出来たと胸を張れるものではないが、第三者委員会としては、本件不適切会計の実態及びその背景、テニス協会の抱える問題等を一定程度明らかにできたものと考えている。本調査報告を契機として、本件不適切会計問題の解決に真摯に取り組むと共に、今後、同様の問題が発生することが無いよう、強い組織作りがなされることを期待したい。

以上